

介護サービス事業所 管理者 様

金沢市福祉健康局 介護保険課長

本市における新型コロナウイルス感染症に係る
要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より本市の介護保険制度の実施にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、下記のとおりお知らせいたします。各位におかれましては、何卒、適切な対応にご協力いただきますよう、お願いいたします。

記

1 臨時的な取扱いについて

- ・令和4年10月14日付け厚生労働省老健局老人保健課からの事務連絡に基づき、「令和2年4月20日付け事務連絡」の取扱いにつきましては、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用します。

2 令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者の取扱いについて

- ・以下の要件のうち、いずれかの状況が、有効期間満了日の30日前以降も続く場合は、臨時的な取扱いを適用します。

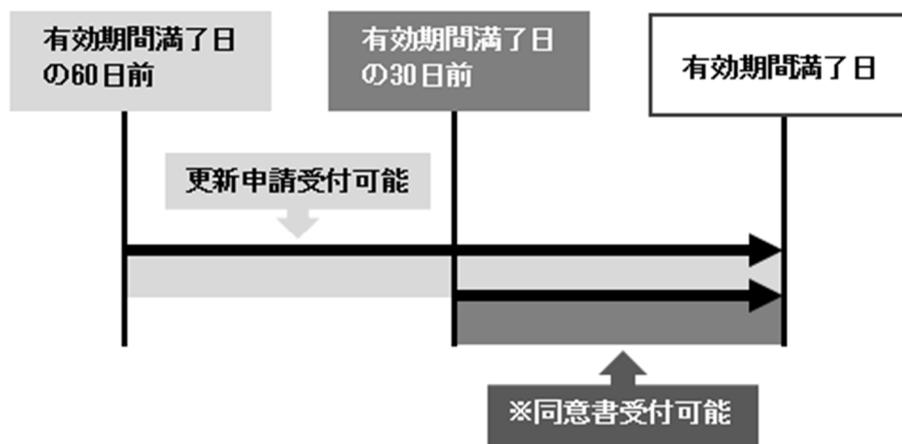
要件1： 被保険者本人が入所または入院している介護施設や有料老人ホーム、医療機関等において、新型コロナウイルス感染症対策のため、入所者などとの面会を禁止する等の措置がとられ、当該被保険者への認定調査が困難な状況であること

要件2： 新型コロナウイルス感染症対策のため、被保険者本人と面会できず、認定調査が困難な状況であること

要件3： 医療機関に主治医意見書の作成を相談した上で、新型コロナウイルス感染症対策のため、受診（作成）ができないことにより、主治医意見書の提出が困難であること

3 同意書について

- ・令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者の取扱いにおいては、同意書の様式を新たな様式に変更いたします。（※別添のとおり）
- ・なお、同意書の提出に当たっては、事前に金沢市介護保険課（認定係）に当該被保険者の状況を必ず連絡してください。



※有効期間満了日の30日前より先に同意書を提出することはできません。

4 留意事項

- ・認定調査等により、現在の被保険者の心身の状況等を勘案して適切に認定を行うことは重要であるため、可能な限り通常の見直しに基づき更新申請を行ってください。

5 臨時的な取扱いの今後の見通し

- ・当面、以上に記載のとおり取扱いとしますが、今後、国において、新型コロナウイルス感染症に関する取扱いの見直しがなされ、要介護認定の臨時的な取扱いについても見直し等がなされた場合、その取扱いについては、別途お知らせします。

〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市福祉健康局 介護保険課
担当：認定係
(電話) 076-220-2264